## 住宅の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準における 設計一次エネルギー消費量算定方法の変更について

平成 29 年 2 月 15 日

第五章「換気設備」の一部を下記のように変更します。

修正前		修正後	
Ver.03(住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム Ver.01.15)		Ver.04(住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム Ver.01.15)	
第五章 換気設備		第五章 換気設備	
(略)		(昭)	
2. 引用規格		2. 引用規格	
建築基準法第 28 条の 2 第 3 号		建築基準法第 28 条の 2 第 3 号	
建築基準法施行令第 20 条の 7、同第 20 条の 8		建築基準法施行令第 20 条の 7、同第 20 条の 8	
国土交通省告示(平成 15 年)第 273 号、同第 274 号			
JIS B 8330:2000	送風機の試験及び検査方法	JIS B 8330:2000	送風機の試験及び検査方法
JIS B 8628:2003	全熱交換器	JIS B 8628:2003	全熱交換器
JIS C 9603:2006	換気扇	JIS C 9603:2006	換気扇
JEM 1386	特殊換気扇の風量及び騒音測定方法	JEM 1386	特殊換気扇の風量及び騒音測定方法
JRA 4056:2006	全熱交換器有効換気量試験方法	JRA 4056:2006	全熱交換器有効換気量試験方法
BLT VU-4:2006	優良住宅部品性能試験方法書 換気ユニット(換気口部品)	BLT VU-4:2006	優良住宅部品性能試験方法書 換気ユニット (換気口部品)
(略)		(略)	
6.2 换気回数		6.2 換気回数	
換気回数 N は、建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項第二号の表において住宅等の居室で		換気回数 N は、建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項第二号の表において住宅等の居室で	
「換気回数が 0.7 以上の機械換気設備を設け、又はこれに相当する換気が確保されるもの		「換気回数が 0.7 以上の機械換気設備を設け、又はこれに相当する換気が確保されるもの	
として、国土交通大臣が定めた構造を用い、若しくは国土交通大臣の認定を受けた居室」		として、国土交通大臣が定めた構造を用い、若しくは国土交通大臣の認定を受けた居室」	
を含む住宅については 0.7、同表における「その他の居室」のみから成る住宅については		を含む住宅については 0.7、同表における「その他の居室」のみから成る住宅については	
0.5 とする。ただし、建築基準法施行令第 20 条の 6 第 2 項及び国土交通省告示第 273 号		0.5 とする。ただし	、建築基準法施行令第 20 条の 8 第 2 項に適合し、建築基準法施行令

械換気設備の設置が不要となる居室を含む住宅においては0回/時とする。

(以下、略)

<u>(平成 15 年 3 月 27 日)</u>に適合し、建築基準法施行令第 20 条の <u>6</u> 第 1 項に規定された機 | 第 20 条の <u>8</u> 第 1 項に規定された機械換気設備の設置が不要となる居室を含む住宅におい ては0回/時とする。

(以下、略)